

意見書案第 9 号

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月9日

福岡市議会

議長 打越基安様

提出者 福岡市議会議員

もろくま 英文

川上 陽平

尾花 康広

新村 まさる

井上 まい

とみなが ひろゆき

津田 信太郎

木村 てつあき

阿部 正剛

田中 たかし

たのかしら知行

篠原 達也

藤野 哲司

倉元 達朗

近藤 里美

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築を求める意見書

情報通信技術の進歩とそれに伴う様々なサービスの拡大により、情報の入手や発信が容易にできるようになった一方で、事実とは異なる偽情報や誤情報への適切な対処が求められています。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものです。しかし、現在懸命に復旧と復興が進められている令和6年能登半島地震においても、災害現場の実態とは全く異なる画像情報などを含む多くの偽情報が発信・拡散され、救命・救助活動に支障が出るなどの悪影響が生じました。

災害はいつどこで発生するか分からず、特に発災直後は情報について混乱が生じることが考えられます。被災者の命を救うために、救命・救助活動においては1分1秒も無駄にできず、その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題です。

よって、福岡市議会は、政府が、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向け、次の事項に取り組みされるよう強く要請します。

- 1 情報の信頼性を担保し、正確な情報を収集し活用することができる環境を整備すること。
- 2 IoTセンサやドローンを活用して、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備するとともに、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの地方自治体における活用を支援すること。
- 3 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーションなどの国民の利用を強く推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、
内閣府特命担当大臣（防災） 宛て

議長 名